

広報紙 なかがわ



那珂川警察署

電話 0287-92-0110

令和7年11月号



◆児童虐待防止対策の推進について◆

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（18歳未満）に対して行うもので、殴る、蹴るなどの身体的虐待や性的虐待だけでなく、心理的虐待やネグレクト（育児放棄・育児怠慢）も含まれます。

「児童虐待かも？」と思ったら、

警察や児童相談所へ相談を！

- 子どもが泣き叫ぶ声や大人の怒鳴り声が聞こえる。
- 子どもに不自然な傷や打撲の痕がある。
- 子どもの服や体がいつも汚れている。
- 夜中に子どもが1人で歩いている。
- 車内に子どもだけ残されている。



犯罪被害者等支援広報啓発強化

これまで、毎年11月25日から12月1日までの期間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等への理解の促進を図るために啓発活動を集中的に行っていましたが、本年は更に、11月1日から12月1日までを「犯罪被害者等支援広報啓発強化期間」として、集中的に広報啓発活動を行うことになりました。

✿✿✿✿✿

犯罪被害にあわれた方・
支援者のためのポータルサイト

ギュっとCH チャンネル

✿✿✿✿✿

ギュっとCH(チャンネル)とは

警察庁ウェブサイト内に、犯罪被害に遭われた方・支援者のためのポータルサイトが新設されました。

犯罪被害に遭われた方が、被害種別や困りごと別に支援制度を検索できます。



10月中、那珂川町内で一軒家を対象とした空き巣事件が発生しました。

さらに、馬頭地内でもトラックの運転席窓ガラスが割られる器物損壊事件が発生しています。

窓ガラスの二重ロックや、車内に貴重品を置きっぱなしにしない等の防犯対策をよろしくお願いします。

那珂川警察署事件・事故発生状況

那珂川警察署管内発生状況（10月）

・事件発生件数・・・4件

・事故発生件数・・・7件